

**南城市食の自立支援サービス業務
委託事業者選定に係る募集要領**

南城市

1. 目的

南城市食の自立支援サービス業務実施要綱に定義された利用対象者（以下「利用者」という。）の安否確認を行うとともに、在宅の高齢者が、健康で自立した生活を送ることができるように、配食サービス等の「食」に関わるサービスを「食」の自立の観点から充分な調査や評価を行った上で計画的・有機的につなげて提供し、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活が送れるよう支援することを目的とする。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名称 南城市食の自立支援サービス業務
- (2) 業務内容 「南城市食の自立支援サービス業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。（**資料1**）
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 選定方式 公募型プロポーザル方式
- (5) 履行場所 南城市内
- (6) 提案上限価格 委託費 13,513,500円以内（消費税及び地方消費税含む）
この金額は公募型プロポーザル方式に係る企画提案上限単価であり市委託料は配達及び見守りに係る費用（配達及び見守りを行う人の人件費、配車の手配や配達員の手配、電話対応等事務的なことを行う人の人件費、燃料費、車両リース代、通信料、配達に係る諸経費）とし一食配達毎の設定金額は500円（消費税込）を上限とする。
- (7) 利用者負担額 利用者本人にかかる負担金は、調理経費（材料費、調理を行う人の人件費、光熱水費、調理に係る諸経費）等の利用者実費相当分（1食当たり上限500円（消費税込））を事業者が利用者から直接徴収する。

3. 応募資格要件

応募することができる事業者は、次の要件のすべてに該当すること

- (1) 沖縄県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体であること
- (2) 管理栄養士の有資格者を配置していること
- (3) 食品衛生法第55条に規定する「飲食営業の許可」を保健所から受けていること
- (4) 公衆衛生に関する法律等を遵守し、安全確実に業務遂行ができること
- (5) 仕様書に基づく業務の履行が可能であること
- (6) 過去3年間、食品衛生に關し行政処分を受けていないこと
- (7) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- (9) 南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱による指名停止期間中でない者
- (10) 消費税、国税及び地方税を滞納していない者
- (11) 民事再生法等に基づき更生又は再生手続中でない者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと

4. スケジュール

	項目	時期
1	募集要領の周知および配布	令和8年1月5日（月）9:00から 令和8年1月16日（金）17:00まで
2	参加表明書の受付（様式第1号）	令和8年1月16日（金）17:00まで
3	質問書の受付期間（様式第2号）	令和8年1月5日（月）から 令和8年1月16日（金）17:00まで
4	質問書の回答	質問受付後、全参加表明者に対し、速やかに回答（令和8年1月20日（火）を予定）
5	応募書類等の受付（各種様式）	令和8年1月5日（月）9:00から 令和8年1月23日（金）17:00まで
6	参加辞退届の受付（様式第3号）	令和8年1月23日（金）17:00まで
7	提案資格確認結果通知	確認次第、全応募者へ速やかに通知 (令和8年1月27日（火）を予定)
8	企画提案書提出受付期限	令和8年1月30日（金）17:00まで
9	第2回選定委員会 (プレゼンテーション及び試食)	令和8年2月6日（金） (詳細は提案資格確認結果通知の際にお知らせ)
10	審査結果通知	令和8年2月中旬（予定）

5. 参加手続きの流れ

（1）募集要領等の配布

- ① 配布期間：令和8年1月5日（金）9:00～令和8年1月16日（金）17:00
- ② 配布場所：南城市健康福祉部生きがい推進課（庁舎1階4番窓口）
 - ※ 窓口 平日9時～17時(土日祝日除く)
 - ※ 市ホームページからダウンロードも可能

（2）参加表明書受付

- ① 提出期限：令和8年1月16日（金）17:00
- ② 提出様式：参加表明書（様式第1号）
- ③ 提出方法：持参又は郵送（必着）
- ④ 提出部数：原本1部
- ⑤ 提出先：南城市健康福祉部生きがい推進課（庁舎1階4番窓口）

（3）質問の受付及び回答

- ① 受付期間：令和8年1月5日（月）9:00～令和8年1月16日（金）17:00
- ② 提出様式：質問書（様式第2号）

③ 提出方法：電子メール

南城市健康福祉部生きがい推進課 ikigai@city.nanjo.lg.jp

④ 回答期日：令和8年1月20日（火）を予定

全参加表明者に対し電子メールにより速やかに回答する。

（4）応募書類及び受付期間

① 受付期間：令和8年1月5日（火）9:00～令和8年1月23日（金）17:00
※但し平日正午～午後1時、土日祝日除く

② 提出書類：応募申請書（様式第4号）及び関係書類
会社概要（様式第5号）

③ 提出先：南城市健康福祉部生きがい推進課（庁舎1階4番窓口）
※郵送、電子メール等による提出は不可

④ 提出部数：各13部 正本1部、副本12部（複写可）

（ア）A4フラットファイルにファイリングし、インデックスを貼付すること。

（イ）両面印刷は不可とする。

（ウ）書類の規格は、日本工業規格A4判とし、図・表などA3判を使用する場合は三つ折りにして、サイズを統一すること。

※提出された書類は、理由の如何に問わず返却しないものとする。

※必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

（5）参加の辞退

① 提出期限：令和8年1月23日（金）17:00

② 提出書類：辞退届（様式第3号）

③ 提出方法：持参又は郵送（必着）

④ 提出部数：原本1部

⑤ 提出先：南城市健康福祉部生きがい推進課（庁舎1階4番窓口）

（6）提案資格確認結果通知

① 通知日：令和8年1月27日（火）

② 通知方法：全応募者に対し電子メールにより資格確認結果を通知する。

（7）企画提案書類及び受付期限

① 提出期限：令和8年1月30日（金）17:00

※但し平日正午～午後1時、土日祝日除く

② 提出書類：企画提案書（様式第6号）

事業計画書（様式6号別紙1）及び添付書類

見守り体制計画書（様式6号別紙2）及び添付書類

③ 提出先：南城市健康福祉部生きがい推進課（庁舎1階4番窓口）

※郵送、電子メール等による提出は不可

④ 提出部数：各13部 正本1部、副本12部（複写可）

- (ア) A4 フラットファイルにファイリングし、インデックスを貼付すること。
- (イ) 両面印刷は不可とする。
- (ウ) 書類の規格は、日本工業規格A4判とし、図・表などA3判を使用する場合は三つ折りにして、サイズを統一すること。
 - ※ 提出された書類は、理由の如何に問わず返却しないものとする。
 - ※ 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

6. 審査・選定

事務局による審査および「南城市食の自立支援サービス業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を開催し、書類、プレゼンテーションによる提案内容、提案価格、試食等の審査・評価を行い、優先交渉権者を選考する。

（1）審査方法

①事務局による審査

参加資格要件、提出書類等の不備、上限額内の提案であるか等の基本的事項を確認する。
(提案資格確認結果については令和8年1月27日（火）に電子メールにて通知)

②委員会による審査

応募書類、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき審査評価項目ごとに企画提案の内容を審査、総合評価する。各選定委員の評価点の合計を委員会評価とする。ただし、応募者が5者以上の場合は提案書類等による1次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーションにより評価する場合がある。

（2）審査評価項目

「南城市食の自立支援サービス業務委託業務者選定審査基準」（資料2）による。

（3）優先交渉権者の決定

プレゼンテーション審査等にて最も高く評価された者を第一優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が2者以上ある場合は、選定委員会にて審議し、順位を決定する。

（4）プレゼンテーション及び試食の実施について

① プrezentation実施要領

(ア) プrezentation時間は質疑応答を含め、1法人30分とする。

[提案内容説明20分・質疑10分]

※プレゼンテーションの出席者は3名までとする。

※プレゼンテーション当日は本業務に携わる責任者が必ず出席すること。

(イ) プrezentationは事業計画書（様式第6号 別紙1及び別紙2）の内容に沿って説明を行うこと。

(ウ) 使用機材について

プレゼンテーションの実施にあたり、使用する機材等は全て提案者が用意する

こと。

ただし、プロジェクター及び電源コードリールは、本市で用意する物を使用して構わない。

② 試食実施要領

- (ア) プレゼンテーション終了後、同会議室で試食審査を実施する。
- (イ) 試食用弁当は、試食当日の献立の内容とし、弁当提供時同様の食器に、試食用弁当普通食及び特別食を5名分用意すること。（※食器及び箸等については、7名分用意すること。）
- (ウ) 時間は、質疑応答を含め、1法人25分とする。
[献立内容説明5分・試食10分・質疑10分]
※ 配膳時間は、プレゼンテーション終了後、5～10分程度とする。
※ 当日の献立を含む月献立表（食品成分表示あり）を提供することとし、献立表に食品成分表示がない場合は、別途添付すること。

（5）審査結果の通知等

審査結果は文書により通知する。通知の時期は、原則としてプレゼンテーション終了後2週間以内とし、優先交渉権者については本市の行政掲示板及びホームページにて公告を行う。

審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。ただし、選定されなかった者は、選定委員会に対して書面により、その理由についての説明を求めることができる。なお、この書面は、審査結果の通知を受領した翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

7. 契約交渉

審査結果の通知後、優先交渉権者と契約に向けた協議を行うものとする。

なお、協議・調整期間において発生する費用は、優先交渉権者がこれを負担する。

8. その他

- (1) 本件の応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果を生じる責任は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件への応募を無効とする。
- (4) 本件の参加において、2社（者）以上の業者で構成される業務体での参加は受け付けない。
- (5) 受託者は委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
ただし、あらかじめ市の承諾を得たうえで、業務の一部を他人に請け負わせるときは、食品衛生および公衆衛生に関する法令等を遵守できる者に対してのみ、再委託をすることができる。
- (6) 提出された書類に関する情報公開は、南城市情報公開条例等に基づき取り扱う。

9. 資料・様式

資料 1 「南城市食の自立支援サービス業務委託仕様書」
資料 2 「南城市食の自立支援サービス業務委託事業者選定審査基準」
様式第 1 号「参加表明書」
様式第 2 号「質問書」
様式第 3 号「辞退届」
様式第 4 号「応募申請書」
様式第 5 号「会社概要」、様式第 5-1 「会社概要（受託実績）」
様式第 6 号「企画提案書」、「（別紙 1）事業計画書」
「（別紙 2）見守り体制計画書」

10. 担当部署（お問合せ・受付）

《南城市健康福祉部生きがい推進課》

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870 番地

TEL : 098-917-5489

FAX : 098-917-5429

Eメール : ikigai@city.nanjo.lg.jp

担当：我那覇、大城